

令和2年9月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

年明け以降、国内はもとより全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見えず、人類が力を合わせて立ち向かう、これまでに経験のない取り組みが続いています。6月19日に県をまたぐ移動の自粛が解除されて以降、大都市圏での感染が再び拡大し、国内での往来の増加に併せて、大都市だけではなく地方にも感染が拡大していくなど、その影響は全国に及んでいます。

本市におきましても、7月上旬までは3例の発症に留まっていたことが、7月下旬から8月上旬にかけて連日のように感染者が増え、その過程においては感染の連鎖や日常生活の中での感染が推測される事例も発生するなど、感染拡大が懸念される重大な局面を迎えています。このため、感染ルートの分析などを行う県と合同の調査チームを設置し、感染拡大防止のための体制を強化しました。また、本市職員に感染が確認された場合でも市民サービスを停滞させないため、業務継続計画（BCP）について、改めて各職場で確認を行ったところです。

これからはインフルエンザの流行する時期とも重なります。市民の皆様におかれましては、気を緩めることなく、引き続き3密の回避、マス

クの着用や手洗い、うがいの励行など感染防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

誰もが感染するリスクがある中、感染された方やご家族への誹謗中傷など人権を脅かす残念な状況が社会問題になっています。当然、このようなことは決して許されるものではなく、私と議長の連名で市民の皆様に向けて「ストップコロナ差別」とする3つの宣言を行いました。引き続き、感染されたご本人、ご家族、また医療に従事されている方などの人権を守り、立ち回り先などに対する風評被害を防止するなど、取り組みを強力に進めます。

また、8月4日には、生活圏を同じくする「麒麟のまち」圏域の住民の皆様へ向け、不確かな情報に惑わされ風評や嫌がらせを発生させることのないよう、また、これまで以上に感染防止に努めていただくよう、1市6町の首長連名で共同メッセージを発出したところです。

本市では、4月の臨時補正以降、5月、6月、7月と4度の補正予算を可決いただき、市民生活と地域経済を守り、支え、鳥取市の明日を切り拓く、切れ目のない独自の取り組みを展開してきているところです。このたびの9月議会でも、長期化が想定される新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済に及ぼす影響に対し、対策を行うための基金を設置する議案を提案させていただいております。また、ウィズコロナ、アフターコロナに対応するための補正予算も、引き続き計上させていただきます。

「鳥取市は決してコロナに屈しない」という決意を胸に、収束が見えてくるまで長い取り組みになるかもしれませんが、市民の皆様、そして議員各位と一丸となって、国、県、医療機関、経済団体など関係する皆様と連携し、市民の皆様の安全・安心の確保、感染拡大防止と社会経済活動の再興との両立に向け、職員と共に全力で努めてまいります。

２．新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大防止

（１）鳥取市保健所、市立病院の体制強化

鳥取市保健所では、新たな感染の確認とともに増加する、電話相談や受診調整、PCR検査の検体採取や検査機関への運搬、感染経路の推定や濃厚接触者の割り出しのための積極的疫学調査などに対応するため、人員配置の増強を行いました。引き続き、市民の皆様の安全・安心を確保するため、PCR検査や感染症患者の増加への対応など感染拡大防止に向けた体制の強化を図ります。

また、市立病院に超音波画像診断装置などの医療機器を整備することで、次なる波に備えた医療提供体制の充実、強化に取り組みます。

（２）介護・障がい福祉サービス事業継続への備え

介護保険・障がい福祉サービスは、利用者の方々やそのご家族にとって生活を継続するうえで欠かせないものです。万が一、事業所において感染者が発生した場合に、濃厚接触者等に対してサービスを継続するこ

とができるよう、本市でも使い捨てガウンや手袋などの防護具を備蓄し、速やかに提供できる体制等を整えることで、事業継続を支援します。

3．ウィズコロナ・アフターコロナの取り組みの展開

(1) 地域経済の底上げ

ハローワーク鳥取管内の7月の有効求人倍率は、1.11倍で、前年同月より0.33ポイント減少し、7か月連続で前年同月を下回りました。また、正社員の有効求人倍率も、0.76倍で、7か月連続で前年同月を下回っており、雇用情勢は依然として厳しい状況となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職を余儀なくされた方の早期再就職を促進するため、事業主都合で内定取り消しや解雇となった方を雇用した事業者を支援します。

また、鳥取県と協調した低金利の融資制度を活用いただくための金融機関への預託金と利子補助金をさらに増額するとともに、製造業等の新増設を支援する企業立地促進補助金を増額し、生産性向上の取り組みを促進します。

住宅小規模リフォーム助成事業について、7月1日から31日まで希望者を募集したところ、1,086件、助成額2億2,367万5千円、工事費にして約15億8,500万円の申込がありました。この事業により拡大した受注機会が失われることがないように、全ての希望者に助成していくなど、しっかりと取り組みを進めていきます。

(2) スマート自治体の推進

コロナ禍においては、感染防止、感染拡大防止のため、人と人との接触を極力避ける取り組みが求められています。これまで進めてきた電子申請が可能な手続の拡大はもとより、公共工事等の入札参加者に来庁していただくことなく入札執行ができる電子入札、インターネットを活用して自宅で市県民税申告書の作成や税額の試算が可能となる税のサービス、小中義務教育学校の体育施設の予約と鍵管理を無人化で行うスマート鍵システムを新たに導入するなど、アフターコロナの新常態（ニューノーマル）も見据えたスマート自治体の推進を図ります。

(3) まちづくり、文化芸術の振興

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、失われたまちの賑わいや活力を取り戻すための取り組みも大切です。

鳥取駅周辺にデジタルサイネージを設置し、商店街の取り組みやまちなかで開催されるイベント、全市的な観光や交通等の情報発信や新型コロナウイルス感染症の情報提供を行うことで、感染防止に十分注意しながら、交通結節点であり人が集積する中心市街地周辺を起点とした、市内、圏域各地への人の流れを誘導し、賑わいを醸成します。

また、舞台芸術や個展などの活動が中止となるなど、地元出身や地元在住の芸術家の方々も大変厳しい状況におかれています。文化芸術活動は、心を癒やし、暮らしに潤いを与えてくれるものです。これらの方々

の活動をFMラジオ放送やインターネット動画を通じて広く紹介することで、活動意欲の向上や地元での活動促進に繋がります。

4．高速道路ネットワークの充実

本年6月8日、国土交通省から鳥取県に対し山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）鳥取 - 覚寺間（通称：南北線）の都市計画素案が手交されました。これを受け、南北線の都市計画決定権者である鳥取県では、計画決定に必要な手続きが進められているところです。

南北線は、山陰道、鳥取自動車道、山陰近畿自動車道の結節点として広域的な交通ネットワークを形成するとともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の圏域全体の持続的発展に有効な観光・雇用・医療・防災・地域づくり等、幅広い分野でのサービス向上につながる重要な路線であり、その整備による市民の利便性向上や交流人口の更なる拡大等、様々な効果が期待されます。

本市としても、南北線整備に伴う市道アクセス道路の都市計画について速やかに決定を行うなど、南北線整備が早期に事業化されるよう、国や県と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

5．教育、子育て支援の充実

（1）GIGAスクールの推進

GIGAスクール構想事業では、災害や新型コロナウイルス感染症等

の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても学ぶ機会を保障できる環境を早期に実現するため、令和5年度末までの年次的な整備を予定していた全児童生徒へのタブレット等の端末整備を前倒しし、来年1月から順次運用できるよう準備を進めています。併せて、小中義務教育学校の9年間で育てたい情報活用能力やそれぞれの学習場面での活用例を示した利活用計画を作成しているところです。

これまでも、既に7月には、各校に配置している情報化推進リーダーを対象に研修を実施し、さらに10月からは全ての教職員を対象とした研修を開催することとしており、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組めます。

(2) 保育園の整備や助産施設への支援

近年、保育需要の増加と入園時の低年齢化が進んでおり、本市では、民間法人の施設整備に対する助成を行い、利用定員の増加や保育環境の確保を進めています。特に保育需要の高い中心市街地に、病児・病後児保育施設を併設した小規模保育事業所を整備するための助成を行うことで、待機児童対策や多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、心身の不調や育児不安等を抱える出産後4か月までの母親とその乳児を対象に、助産師が保健指導や育児相談を行う「産後ケア事業」について、事業を実施する助産施設等の整備を、県とも連携して支援を行い、受け入れ態勢を拡充することで、産後の母体ケアと乳児ケアの充

実を図ります。

6 . 安全で安心なまちづくり

(1) 災害への備え

令和2年7月3日から31日にかけての「令和2年7月豪雨」は、九州や岐阜、長野など日本の広い範囲で大きな被害をもたらしました。

なかでも、熊本県人吉市における球磨川の氾濫では大規模な浸水が生じましたが、その被害は事前に想定された範囲内であったと報告されており、改めてハザードマップの重要性を認識するところとなりました。こうした事実も踏まえ、本年3月に作成した総合防災マップを活用した情報収集と避難行動について改めて呼びかけを行ってまいります。

また、本年4月から導入した防災ラジオは、全国的な災害発生による市民の防災意識の高まりにより、当初販売計画を大きく上回る予約となりつつあることから、購入を希望される方に速やかにお届けできるよう生産と販売の計画を見直し、増販体制を整えます。

(2) 猿、熊による農作物被害等への対策

野生鳥獣による農作物被害の増加は、本市の農業振興にとって、大きな課題となっています。近年では、鳥取市南部地域においてニホンザルによる農作物の被害が顕著となっており、また、今年に入ってから、久松山近郊でツキノワグマの痕跡や目撃情報が急増するなど、農作物の

被害だけではなく人身被害も危惧されています。

このため、集落ぐるみで行う猿の追い払い、集落巡回、捕獲、熊の出没情報の正確な把握などの対策を強化し、農作物の被害防止と地域の皆様の安全・安心の確保に努めます。

7. 令和元年度決算について

令和元年度は、個人市民税や固定資産税の償却資産などが堅調に伸び、市税収入が前年度より1億3,596万円増収となるなど、前年度に引き続き、本市の経済対策の成果が着実に現れた年となりました。

歳出面でも、新本庁舎の整備をはじめとした重要施策を着実に進めるとともに、台風19号の対応など防災・減災対策、さらには、人口減少の克服に向けた地方創生の推進や医療・保健・福祉・子育て支援等の施策などに積極的に取り組みました。また、拡大する新型コロナウイルス感染症対策を念頭においた財政調整基金の積み増しや、交付税措置率が高く市の実質的な負担が少ない市債を厳選し発行するなど、財政基盤の健全化に意を用いた財政運営に努めました。

これにより、一般会計のほか15の特別会計において全て黒字決算となったことに加え、自治体財政の健全化を示す指標においても、実質公債費比率は、0.5ポイント改善し10.3%に、将来負担比率は、市有施設の耐震化や小中義務教育学校への空調整備等による市債発行の増により6.5ポイント上昇し69.6%となりましたが、いずれも国

が示す健全化の判断基準を大幅に下回っており、財政の健全性は堅持できているものと考えています。

今後も中長期的な展望に立ち、財政健全性の維持向上を図りながら、中核市として、連携中枢都市圏域一円が将来に向けて大きく発展していくための取り組みを進めてまいります。

8 . 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第148号から議案第153号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第154号から議案第158号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の令和元年度の決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第159号は、来年度以降に要する新型コロナウイルス感染症対策経費に充てることを目的として、鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金を設置するため、条例を制定するものです。

議案第160号は、職員の多様な働き方によるワークライフバランスの推進を図ることなどを目的としたフレックスタイム制度の実施に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 1 6 1 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再発行事務に係る手数料を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 1 6 2 号は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合に行う生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 1 6 3 号は、鳥取市国府町林業会館を廃止するに当たり、関係する条例を廃止するものです。

議案第 1 6 4 号及び議案第 1 6 5 号は、鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業及び江津土地区画整理事業が完了したため、関係する施行条例を廃止するものです。

議案第 1 6 6 号は、鳥取市福部町コミュニティセンターの施設区分及び使用料を変更するとともに、鳥取市佐治町コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 1 6 7 号は、鳥取市さじアストロパークの天体宿泊施設に洋室を追加するとともに、使用要件を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 1 6 8 号は、超高速情報通信基盤整備事業を鳥取市過疎地域自立促進計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 1 6 9 号は、鳥取県東部広域行政管理組合の規約に定める共同

処理する事務に関し、令和4年8月に可燃物処理施設の供用開始を予定していることから、管理運営に関する事務を追加するための規約変更の協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第170号は、鳥取市100円循環バスくる梨の車両を新たに購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第171号は、鳥取市営住宅長瀬団地建替え事業契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第172号は、^{きったて}切立池浚渫工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第173号は、鳥取市河原町国英地区活性化施設新築（建築）工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第174号は、江津土地区画整理事業地内に建築された相手方建物に傾斜が生じた事件に係る損害賠償の額及び和解について、必要な議決を求めるものです。

議案第175号は、市道の路線の認定を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第13号は、鳥取市土地開発公社ほか18法人から、令和元年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第14号は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、公立鳥取環境大学の令和元年度における業務の実績に関する評価報告が

ありましたので、地方独立行政法人法の規定により報告するものです。

報告第15号は、令和2年4月14日鳥取市福部町武道館において、強風により屋根鉄板の一部が落下し、隣接地に駐車していた車両を破損した事故に係る損害賠償の額及び和解について、令和2年7月21日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第16号は、令和2年6月5日公用車が、相手方店舗に入場しようとして左折したところ、ブロック塀に接触し破損させた事故に係る損害賠償の額及び和解について、令和2年7月27日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第17号及び報告第18号は、令和元年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。